『ソーシャルクリエイティブ研究』投稿要領

（目的）

第１条 『ソーシャルクリエイティブ研究』（以下、本誌と表記する）は、武蔵野美術大学ソーシャルクリエイティブ研究所における研究活動を発展させ、あわせてソーシャルクリエイティブ研究の発展に寄与することを目的とする。 なお、本誌の英語名称は、Journal for Social Creativityとする。

（執筆者の資格）

第２条 本誌に論文等を投稿できる者は、以下のとおりとする。

(１)武蔵野美術大学の専任教員(有期雇用教員を含む)および非常勤講師。

(２)武蔵野美術大学ソーシャルクリエイティブ研究所の研究員。

(３)武蔵野美術大学大学院造形構想研究科大学院生および修了生(事前に本学教員による研究指導を受けた論文等を投稿する場合に限る) 。

(４)上記以外の者で、編集委員会が依頼した者、または投稿を認めた者。

（投稿論文等の内容と種類）

第３条 投稿論文等は、ソーシャルクリエイティブに関する研究成果を報告するものであり、その研究目的と結論が明確に示されていなければならない。投稿論文等は、他に刊行済み、または投稿中でないものに限る。本誌で審査中の論文等については、他の機関等への投稿や公開を行ってはならない。

２ 投稿論文等の言語は、原則として、日本語のみとする。

３ 投稿できる種類は、①論文、②研究ノート、③プロジェクト実践報告、④書評とする。 書評の字数上限は4000字とし、それ以外の投稿種別の初回投稿時の上限は24000字とする(引用文献は字数に含まない)。

４ 投稿論文等は、本誌の執筆要項に従うものとし、投稿の際には、所定のカバーレター(論文タイトル、著者、論文の種類、謝辞等匿名化のために省略した事項)とともに、所定のEmailアドレスに提出する 。

（投稿論文等の受理）

第４条 投稿論文の掲載の可否は、編集委員会で決定する。

２ 本誌の掲載に係る審査は、編集委員長が指名した編集委員2名がダブル・ブラインドによって行う。

３ 投稿論文等の審査期間は原則として一ヶ月とする。

４ 編集委員会は、査読審査後に以下のいずれかの審査結果をその理由とともに投稿者に通知する。 (１)掲載 (２)修正後掲載 (３)修正後再審査 (４)掲載見送り。

５ 編集委員会は、「修正後掲載」及び「修正後再審査」の審査結果を以て、投稿論文等の改善を要請することができる。その場合の再提出の期限は原則として３週間以内とする。

６ 投稿論文等の受付日は編集委員会へそれが到着した日とする。

（著作権及び著作の公開）

第５条 掲載が決定した論文等の著作権は、原則として編集委員会に帰属する。論文等の著者が他の著作物に本誌に掲載された論文等を再録する場合は、編集委員会の承認を得なければならない。

（編集委員会）

第7条 編集委員会については別途定める。

（規程の改廃）

第8条 本要領の改廃は、ソーシャルクリエイティブ研究所運営委員会の議を経て、ソーシャルクリエイティブ研究所長が決定する。

附則 この要領は、2022年12月1日から施行する。